

令和 7 年 1 月 2 日

宇土市議会定例會議員提出議案

令和 7 年 1 月 15 日提出

令和7年12月市議会定例会議員発議議案目次

番号	議案名	ページ
発議第7号	外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書	1
発議第8号	介護保険制度の抜本改善、大幅な待遇改善を求める意見書	3
発議第9号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書	5
発議第10号	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の待遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める意見書	7

発議第7号

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び宇土市議会会議規則（令和4年議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年12月15日提出

提出者 宇土市議会議員 今中 真之助
西田 和徳
杉本 寛

宇土市議会議長 野口修一様

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

我が国においては、大切な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることになっている。

さらに近年、外国資本による河川の上流域などの水源地域や山林・森林などの資源地域への土地取得が問題となっている。

そのような中、令和4年、重要土地等調査法重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律が施行され、重要施設(防衛関係施設等)及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止するため、注視区域・特別注視区域の指定、土地等の利用状況の調査、特別注視区域内における届出、土地等の不適切な利用の規制等の措置を実施することとなった。

しかしながら、今後も外国資本等による土地取得及び利用が無制限に拡大するようになれば、森林や離島などの適切な管理がより一層困難となり、貴重な資源や良好な環境に大きな影響を及ぼすことで国益を損なう可能性がある。

よって、国においては、国土保全及び安全保障上の観点から、外国資本等による土地の売買や開発行為を規制するための法整備を早期に図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月15日

熊本県宇土市議会議長
野口修一

内閣総理大臣 高市早苗様
法務大臣 平口洋様
国土交通大臣 金子恭之様
防衛大臣 小泉進次郎様

発議第8号

介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び宇土市議会会議規則（令和4年議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年12月15日提出

提出者 宇土市議会議員 今中 真之助
佐美三 洋
山村 保夫
藤井 慶峰
樺崎 政治
小崎 奎一

宇土市議会議長 野口修一様

介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書

介護保険制度の開始から25年。利用料や施設での居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えています。家族の介護を理由とした介護離職は年間10万人と高止まりしたままです。介護事業所は低く据え置かれた介護報酬のもとで深刻な経営難に直面しており、2024年の倒産・休廃業件数は784件と過去最多となりました。特に、訪問介護は基本報酬の引下げの影響で事業撤退が相次いでおり、訪問介護事業所がゼロになった自治体が増加しています。介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する需要見込みを示していますが、有効な対策は講じられていません。肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9,000円から8万3,000円へと大幅に広がっています。

こうした中、政府は「利用料2割負担の対象拡大」や「ケアプランの有料化」、「要介護1・2の生活援助の保険給付はずし」など、さらなる負担増・サービス縮小を検討しています。これ以上の制度の後退は許されません。

全ての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引上げが不可欠です。介護保険制度の改善、憲法第25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求めて下記の事項について国に要望します。

記

- 1 介護保険の利用に困難をもたらす利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の保険給付はずし(総合事業への移行)などの見直しを行わないこと。
- 2 訪問介護の基本報酬の引下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。
- 3 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。
- 4 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月15日

熊本県宇土市議会議長 野口修一

内閣総理大臣 高市 早苗 様
厚生労働大臣 上野 賢一郎 様
財務大臣 片山 さつき 様
総務大臣 林 芳正 様

発議第9号

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び宇土市議会会議規則（令和4年議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年12月15日提出

提出者 宇土市議会議員 今中 真之助
佐美三 洋
山村 保夫
藤井 慶峰
樺崎 政治
小崎 奎一

宇土市議会議長 野口修一様

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO(国際労働機関)「看護職員条約(第149号)・勧告(第157号)」や「夜業条約(第171号)・勧告(178号)」などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」「時間外も含めて12時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし日本では、医療も介護現場でも16時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な事態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて1/3の賃上げ額や1/2の一時金(賞与)など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、下記の事項を要請します。

記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
- 3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月15日

熊本県宇土市議会議長 野口修一

内閣総理大臣 高市 早苗 様
厚生労働大臣 上野 賢一郎 様
財務大臣 片山 さつき 様
総務大臣 林 芳正 様

発議第10号

安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、全てのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び宇土市議会会議規則（令和4年議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年12月15日提出

提出者 宇土市議会議員 佐美三洋
山村保夫
藤井慶峰
樋崎政治
小崎憲一

宇土市議会議長 野口修一様

安全・安心の医療・介護提供体制を守るために、全てのケア労働者の待遇改善につなげる報酬10%以上の引上げを求める意見書

政府は、2024年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」を盛り込みましたが、その効果は極めて限定的であり、「2.5%のベースアップ目標」には程遠く、2025年春闘結果で日本医労連加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%(5,772円)に留まり、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%、平均額18,629円と比べて三分の一程度に留まっています。さらには年間賞与の平均額においても、もともとが民間主要企業の半分程度なところを、今年さらに引き下げる医療機関や介護施設が続出しています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、全てのケア労働者が差別なく待遇改善につながる施策にするべきです。その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも10%以上引き上げる※べきです。差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の待遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記のとおり実施を強く求めます。

※年収ベースで全産業平均賃金との格差を埋め、物価高騰を上回る全てのケア労働者の賃上げには月額平均5万円以上の賃上げが必要であり、24年診療報酬改定に盛り込まれた「ペア評価料」・賃上げの原資に必要な診療報酬引上げ率0.61%を基礎に5万円に必要な診療報酬引上げ率を6.31%と算出したうえで、賞与の財源を捻出するためには医療・介護事業所が物価高騰を上回るプラス改定が必要であるため、それを加味して10%以上の引上げ率とした。

記

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、26年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、全ての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引上げ改定を実施すること。また当面の支援策として、25年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月15日

熊本県宇土市議会議長 野口修一

内閣総理大臣 高市早苗様
厚生労働大臣 上野賢一郎様
財務大臣 片山さつき様
総務大臣 林芳正様